

府中市国民健康保険保健事業実施計画
～特定健康診査等実施計画〔第3期〕
・データヘルス計画〔第2期〕～

中間評価（案）

目次

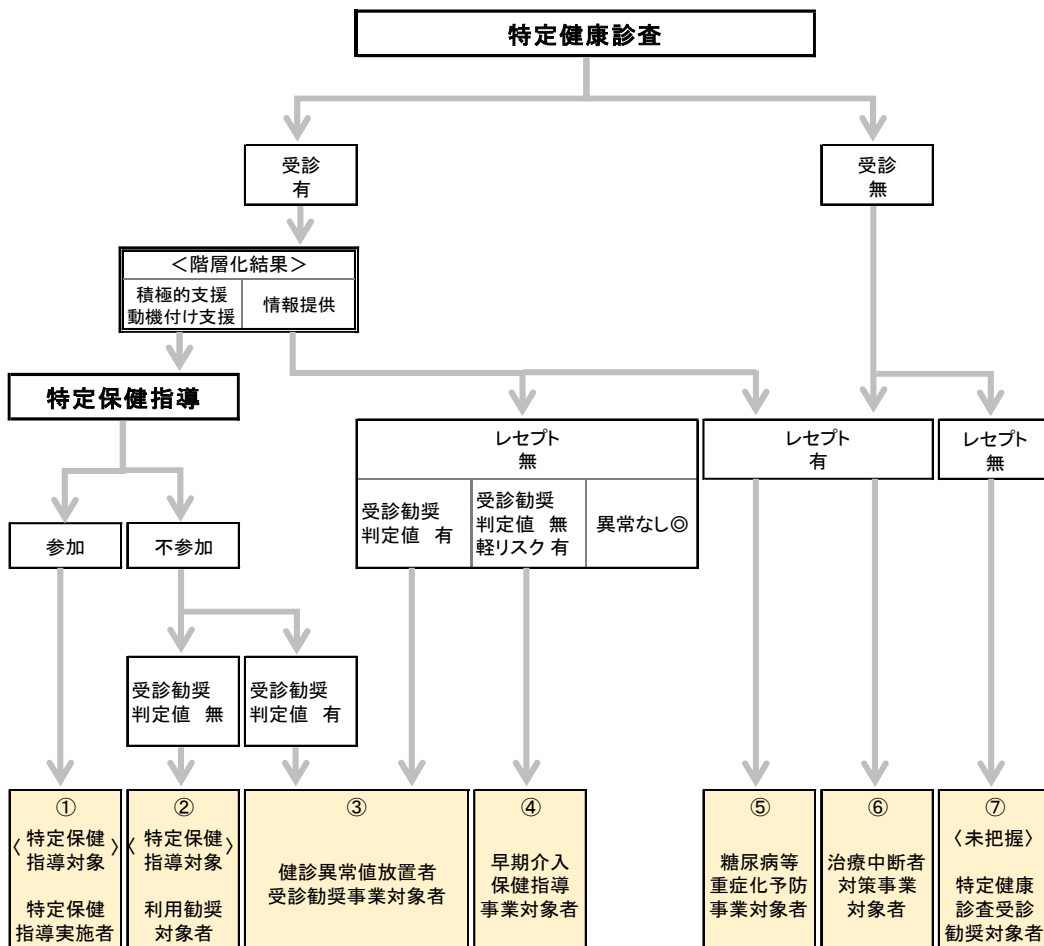
第1章 府中市国民健康保険保健事業実施計画		
～特定健康診査等実施計画〔第3期〕・データヘルス計画〔第2期〕～とは		
1	重点課題・対策について	… 2
2	その他の課題・対策（実施候補事業）について	… 4
第2章 各課題の現状と分析		
1	重点課題・対策について	
	(1) 特定健康診査受診率の向上について	… 7
	(2) 特定保健指導実施率の向上について	… 12
	(3) 被保険者の健康意識の向上について	… 14
2	その他の課題・対策（実施事業）について	
	(1) 生活習慣病発症・重症化リスク者への受診勧奨について	… 14
	(2) 軽度リスク者のメタボリックシンドロームへの移行予防について	… 15
	(3) 糖尿病等の重症化予防について	… 15
	(4) 生活習慣病治療中断者対策について	… 16
	(5) 受診行動の適正化について	… 17
	(6) 後発医薬品の普及について	… 19
第3章 総括		
1	今後の事業展開について	… 21
2	今後の課題	

第1章 府中市国民健康保険保健事業実施計画 ～特定健康診査等実施計画 [第3期]・データヘルス計画 [第2期]～とは

データヘルス計画では、被保険者の健康意識の向上及び健康の保持増進並びに医療費の適正化を図るために、メタボリックシンドロームに着目し、保健事業を展開することとしている。

医療費の状況、保健事業の取組及び特定健康診査からの対象者のグループ分け（【図1】参照）を踏まえ、府中市の国民健康保険の課題と対策を次のとおり設定しており、「重点課題・対策」については、本計画の期間中（平成30年度から令和5年度までの6年間）に継続して取り組むものとし、「その他の課題・対策」については、実施候補事業として設定し、事業評価や被保険者の状況を踏まえて、優先順位を付けて選択・実施する内容となっている。

【図1】特定健康診査からの対象者のグループ分け



【図1】の結果も踏まえて、次に「重点課題・対策」と「その他の課題・対策」について、それぞれ説明を行う。

1. 重点課題・対策について

(1) 特定健康診査受診率の向上[被保険者全体]

特定健康診査受診状況及び結果に基づき、保健事業の対象者を抽出することになることから、最重要課題としている。

<p>現状と課題 (計画策定時)</p>	<p>特定健康診査受診率は横ばいであり、目標を達成できていない。 健診結果は、被保険者の健康状況の把握、各保健事業の対象者の抽出及び効果的な事業の実施のための基盤となるデータであることから、受診率向上に向けた対策が必要である。</p>
<p>対策</p>	<p>◇特定健康診査を受けやすい環境づくり ◇特定健康診査の受診勧奨</p>
<p>事業概要</p>	<p>「標準的な健診・保健指導プログラム（平成25年4月 厚生労働省健康局）」に基づき、特定健康診査を実施する。 特定健康診査受診券等の通知の工夫、協力医療機関との連携及び対象者の状況に合わせた受診勧奨を行うことにより、「受けやすく・受け忘れない健診」を目指す。</p>
<p>目標</p>	<p>【短期的目標】 受診勧奨・未受診者対策実施者の受診率 5%向上 【中長期的目標】 ①受診率60% ②メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合 25%減少</p>

(2) 特定保健指導実施率の向上 [【図1】 ①及び②の対象者]

現状と課題 (計画策定時)	<p>特定保健指導は、実施による効果があるにもかかわらず、実施率が低く、最大限の効果を発揮できていない。</p> <p>対象者自身が生活習慣病の発症予防・重症化予防を行うことができるよう、正しい生活習慣への改善の機会を積極的に提供していく必要がある。</p>
対策	<p>◇特定保健指導を受けやすい環境づくり</p> <p>◇特定保健指導の参加勧奨</p>
事業概要	<p>「標準的な健診・保健指導プログラム（平成25年4月 厚生労働省健康局）」に基づき、特定保健指導を実施する。</p> <p>委託事業者及び関係課との連携を強化することにより、特定保健指導の丁寧な案内と参加勧奨を行う。また、プログラムや面談手法等の詳細な内容については、先進事例等の情報収集に努め、本市の対象にあった事業展開を目指す。</p>
目標	<p>【短期的目標】</p> <p>事業実施者の生活習慣改善率 70%</p> <p>【中長期的目標】</p> <p>①実施率 30%</p> <p>②事業対象者数 10%減少</p>

※生活習慣改善率…指導前と指導後で生活習慣が改善された人数の割合

(3) 被保険者の健康意識の向上 [被保険者全体]

現状と課題 (計画策定時)	<p>生活習慣病は、正しい生活習慣の積み重ねや健（検）診の受診により、疾病の予防・早期発見・早期治療が可能であるにもかかわらず、医療費の増加が続いている中で、医療費の上位を占めている。</p> <p>被保険者一人一人が健康への意識を持ち、生活習慣改善等の主体的な健康づくりに取り組めるよう支援体制を整える必要がある。</p>
対策	<p>◇関係課との連携強化</p> <p>◇がん検診等の各種健（検）診の情報提供</p> <p>◇医療費通知の発送</p>
事業概要	<p>被保険者の実情に合わせた健康情報を提供する。提供する情報は、国民健康保険実施事業に限らず、被保険者にとって有用であるものを広く提供し、健康意識の向上と行動変容を促す。</p>
目標	<p>【短期的目標】</p> <p>①対象者への医療費通知送付率 100%</p> <p>②各種送付物への同封による健康情報の提供</p> <p>【中長期的目標】</p> <p>特定健康診査を始めとする健（検）診の受診率の向上</p>

2. その他の課題・対策（実施候補事業）について

(1) 生活習慣病発症・重症化リスク者への受診勧奨 [【図1】 ③の対象者]

現状と課題 (計画策定時)	健診の結果、医療機関への受診が必要であるにもかかわらず、受診をしない被保険者がいる。 未受診が続くことで、生活習慣病の発症や重症化のおそれが高まることから、医療機関への受診を促す介入が必要である。
対策	◇健診異常値放置者への受診勧奨
事業概要	特定健康診査の受診結果に異常値があるにもかかわらず、医療機関への受診が確認できない対象者を特定し、受診勧奨を行う。
目標	【短期的目標】 ①対象者の医療機関受診率 20% ②健診異常値放置者数 20%減少 【中長期的目標】 生活習慣病に対する一人当たり医療費の減少

(2) 軽度リスク者のメタボリックシンドロームへの移行予防 [【図1】 ④の対象者]

現状と課題 (計画策定時)	特定保健指導により、メタボリックシンドローム「該当者・予備群」の者には改善が見られる一方、「非該当」の者がメタボリックシンドローム「該当者・予備群」へと移行することにより、その割合は減少していない。 軽度リスク者への早期介入により、特定健康診査の継続受診や生活習慣の改善等を促すなど、健康意識を高め、「非該当」の者がメタボリックシンドローム「該当者・予備群」へと移行することを抑制する必要がある。
対策	◇早期介入保健指導の実施
事業概要	特定健康診査の結果に応じて、メタボリックシンドローム「非該当」の者のうち、血圧・脂質・血糖のリスク保有者に対し、生活習慣の改善と健診の継続受診による自己管理を促す。
目標	【短期的目標】 ①対象者の生活習慣改善率 50% ②対象者の翌年度の特定健康診査受診率 60% 【中長期的目標】 メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合 25%減少

(3) 糖尿病等の重症化予防 [【図1】 ⑤の対象者]

現状と課題 (計画策定時)	生活習慣病に起因する糖尿病から腎症に至り、透析が必要となる患者が多い状況にある。 糖尿病患者に早期介入し、生活習慣を改善することで重症化を防ぎ、QOL（生活の質）の維持・医療費の抑制に努める必要がある。
対策	◇糖尿病等重症化予防の実施
事業概要	特定健康診査の結果及びレセプトの治療状況から対象者を特定し、対象者個人に6か月間の指導を行う。指導内容は、食事指導、運動指導、服薬管理等とし、指導修了後も自立して正しい生活習慣を持続できるように日常に根付いたものとする。
目標	【短期的目標】 ①指導実施率 20% ②生活習慣改善率 70% 【中長期的目標】 生活習慣病に起因する透析患者数の維持

(4) 生活習慣病治療中断者対策 [【図1】 ⑥の対象者]

現状と課題 (計画策定時)	生活習慣病は、病状の維持が重要な疾患であり、継続した治療が必要であるが、患者の自己判断により治療を中断するケースがある。 治療の中断は、病期の進行や重篤な疾病を引き起こす可能性があることから、医療機関への受診を促す介入が必要である。
対策	◇生活習慣病治療中断者への受診勧奨
事業概要	生活習慣病の治療を受けていたにもかかわらず、一定期間、医療機関への受診が確認できず、治療を中断している可能性のある対象者を特定し、医療機関への受診を促し、重症化の予防を図る。
目標	【短期的目標】 ①対象者の医療機関受診率 20% ②生活習慣病治療中断者 20%減少 【中長期的目標】 生活習慣病に対する一人当たり医療費の減少

(5) 受診行動の適正化 [被保険者全体]

現状と課題 (計画策定時)	多受診（重複受診、頻回受診及び重複服薬）は、医療費高額化の要因になっている。 これらの患者を正しい受診行動に促す指導が必要である。
対策	◇受診行動適正化指導の実施
事業概要	重複受診、頻回受診及び重複服薬と思われる患者に対し、受診行動の改善と疾病の早期回復を支援する。
目標	<p>【短期的目標】</p> <p>①指導実施修了者の受診行動適正化割合 50%</p> <p>②指導実施修了者の医療費 50%減少</p> <p>③重複受診者・頻回受診者数及び重複服薬者数 20%減少</p> <p>【中長期的目標】</p> <p>一人当たり医療費の減少</p>

※受診行動適正化割合…指導を実施することにより、指導前と指導後で受診行動が適正化された人数の割合

(6) 後発医薬品の普及 [被保険者全体]

現状と課題 (計画策定時)	後発医薬品普及率は、目標である80パーセントには至っていないが、患者負担の軽減と医療費の削減を図るため、後発医薬品への切替えを推進していく必要がある。
対策	◇後発医薬品差額通知の発送
事業概要	後発医薬品への切替えが可能な先発医薬品を服用している患者に対し、切替えを促す通知を発送する。
目標	<p>【短期的目標】</p> <p>①対象者への通知率 100%</p> <p>②後発医薬品普及率（数量ベース。通知開始時の平均比） 5%向上</p> <p>【中長期的目標】</p> <p>後発医薬品普及率 80%</p>

第2章 各課題の現状と分析評価

1. 重点課題・対策について

(1) 特定健康診査受診率の向上について

ア 特定健康診査の取組について

(a) 実施状況

特定健康診査は「標準的な健診・保健指導プログラム（平成25年4月 厚生労働省健康局）」に基づき、府中市医師会へ委託し、市内協力医療機関が実施している。

実施期間は例年7月から9月で、対象者は40歳以上74歳以下の府中市の国民健康保険加入者である。

(b) 分析評価

【表1】より特定健康診査の受診率は横ばいであり、目標値を達成できていないため、受診率向上のための対策を引き続き考える必要がある。

また、【表2】より若年層の受診率が低いことから、引き続き低年齢層の受診勧奨を行っていくが、一方で60歳代以上は対象者数が多いため、そのボリュームゾーンへのアプローチ方法を検討していくことも効果的だと思われる。

【図2】及び【図3】よりメタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合については、経年での減少が見られず横ばいであり、それぞれに健康に関しての意識付けが必要である。そのためには特定健康診査の受診及び特定保健指導への参加をいかに促すかが課題となる。男女別でみると、男性の該当率・予備軍ともに割合が高いため、性別によってアプローチ方法を変えることも検討していく。

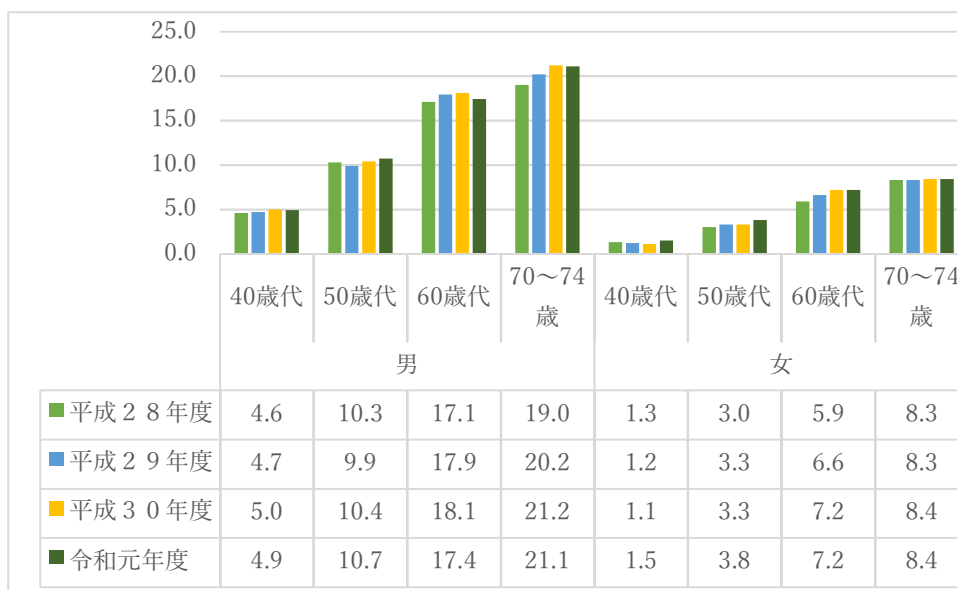
【表1】 特定健康診査受診率

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	55%	56%	57%	58%	59%	60%
実績値	52.9%	53%	—	—	—	—
対象者数	39,784人	38,519人	—	—	—	—
受診者数	21,062人	20,411人	—	—	—	—

【表2】 特定健康診査の年齢階級別受診率

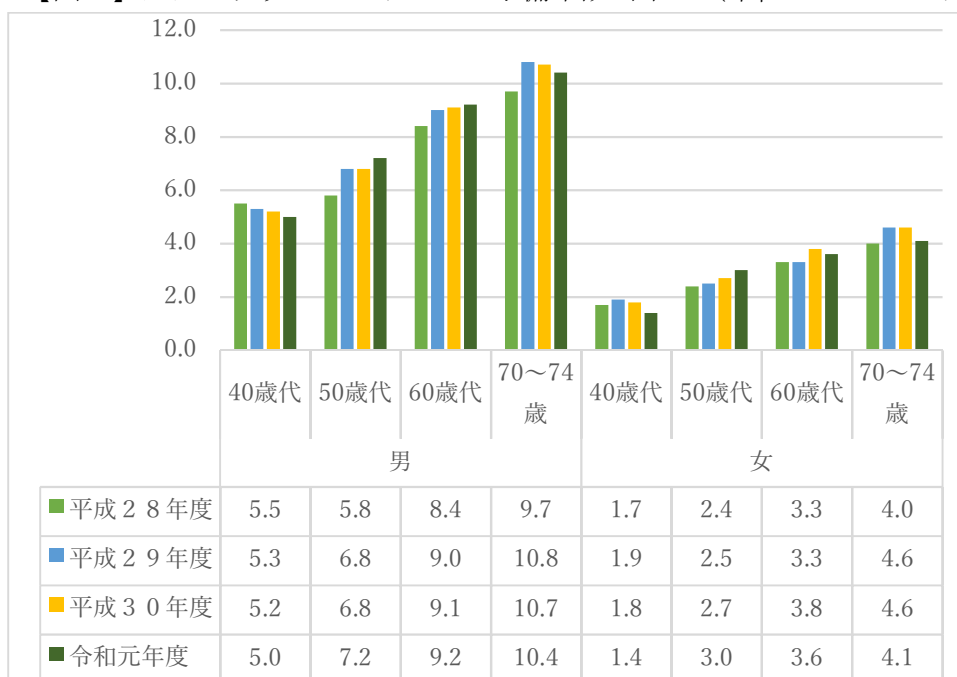
	令和元年度			平成30年度		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
40歳～49歳	6,740人	1,976人	29.3%	7,208人	2,108人	29.2%
50歳～59歳	7,166人	2,902人	40.5%	7,107人	2,818人	39.7%
60歳～69歳	12,190人	7,030人	57.7%	13,209人	7,676人	58.1%
70歳～75歳	12,423人	8,493人	68.4%	12,260人	8,403人	68.5%

【図2】メタボリックシンドローム該当率 (単位：パーセント)



【sucoyaka より集計】

【図3】メタボリックシンドローム予備軍該当率 (単位：パーセント)



【sucoyaka より集計】

イ 特定健康診査受診勧奨通知の取組について

(a) 実施状況

受診券発送1か月後、当該年度40歳到達者に受診勧奨はがきを送付している。

(b) 分析評価

【表3】より、当該事業を開始した平成25年度以降、40歳の受診率は平成24年度よりも高い水準を維持している。このことから、当該事業は受診率向上の効果は生じている。

また、【表4】より、前年度と比較して対象者受診率が向上している。これは、令和元年度において、通知をカラー印刷に変更したことで、より目に留まりやすい内容となったことが要因の一つと考えられる。今後も改善し、受診率向上に努める。

【図4】より、過去4か年の全年代の不定期受診者の割合は、27パーセント存在しており、【図5】より、65歳を超えると毎年受診する対象者の割合が急激に増加する一方で、どの年代においても常に一定の割合で不定期受診者は存在していることがわかる。また、過去4か年連続未受診率は、年齢が若くなるにつれて高くなっている。他の年代では、45歳から50歳代では毎年受診する者の伸び悩みも見受けられる。

これらのことから、全年代の中でも受診率の低い40～50歳代の対象者に対しての受診勧奨が必要であり、なかでも行動変容の見られにくい一定層の不定期受診者に対して、勧奨が必要と考える。さらに、生活習慣病予防の観点から考えると、不定期受診者のうち特定保健指導の対象となっている者については、対象者の中でも優先順位が高いと考える。

【表3】 特定健康診査年齢別受診率の推移

	R1	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24
40歳	29.2%	29.9%	30.4%	30.7%	33.5%	36.6%	33.1%	25.7%
41歳	23.3%	20.4%	28.5%	30.9%	30.0%	29.7%	24.6%	24.2%
42歳	24.5%	24.1%	24.3%	32.7%	28.4%	26.2%	25.6%	26.1%
43歳	28.2%	25.7%	30.3%	30.4%	30.5%	28.4%	29.7%	29.6%

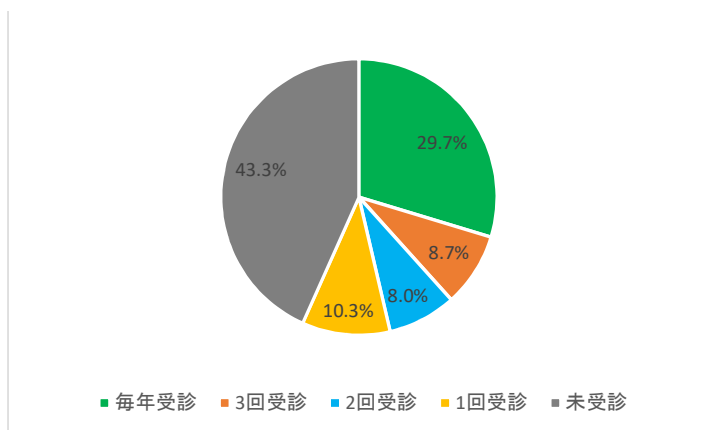
※40歳到達者への受診勧奨は、平成25年度から実施。

【表 4】 特定健康診査受診勧奨通知対象者の翌年受診率

	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
発送者数	499 人	593 人	610 人	721 人	791 人
受診者数	159 人	184 人	191 人	235 人	284 人
対象者受診率	31.9%	31.0%	31.3%	32.6%	35.9%

※受診勧奨対象者は受診券を初回に発送した者になるため、翌月以降受診券発送した対象者も含める受診率と、受診勧奨対象者受診率は異なる。

【図 4】 平成 28 年度から令和元年度まで 4 か年通しての受診状況



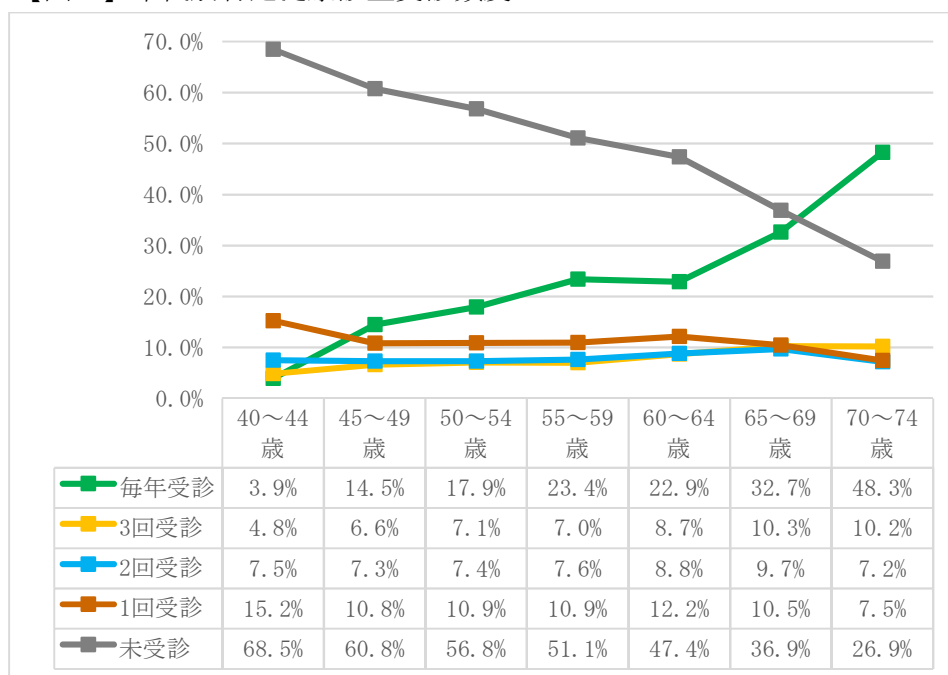
【KDB より集計】

※対 象 者：平成 28 年度～令和 2 年 9 月 11 日現在まで継続している特定健康診査の対象者（37,427 人）。

受診期間：平成 28 年度から令和元年度までの 4 か年。

未 受 診：特定健康診査対象者で特定健康診査を受診していない者。

【図5】年代別特定健康診査受診頻度



【KDBより集計】

※対象者：平成28年度～令和2年9月11日現在まで継続している特定健康診査の対象者（37,427人）。

受診期間：平成28年度から令和元年度までの4か年。

未受診：特定健康診査対象者で特定健康診査を受診していない者。

ウ セルフ健康チェックの取組について

(a) 実施状況

特定健康診査終了後、当該年度40歳到達者のうち健診未受診者を対象に郵送型血液検査キットによる健康チェックを実施しており、検査結果通知時に次年度の特定健康診査受診勧奨を行い、意識付けを図っている。また、実施率向上のため、当該事業の案内送付後に参加勧奨はがきを送付している。

(b) 分析評価

【表5】より、申込者数と実施者数に差があり、検査キットを返送しない申込者が一定数いることが伺えるため、対策を考える必要がある。対象者の費用負担がないことも、返送しないことの理由と考えられ、引き続き費用対効果も検証し、事業内容の見直しを図る必要がある。

一方で、【表6】より実施者と未実施者の翌年度特定健康診査受診率を比較すると、実施者の翌年度特定健康診査受診率が高いことから、特定健康診査の受診勧奨や、健康に関する意識付けなど、一定の効果はありとされる。

【表5】セルフ健康チェック実施率

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
発送者数	311人	376人	282人	454人
申込者数	58人	87人	54人	113人
実施者数	39人	65人	44人	84人
実施率	12.5%	17.2%	15.6%	18.5%

【表6】実施者・未実施者の翌年度特定健康診査受診率

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
実施者	23.7%	17.5%	19.7%
未実施者	5.3%	9.9%	1.0%

(2) 特定保健指導実施率の向上について

特定保健指導の取組について

ア 実施状況

「標準的な健診・保健指導プログラム（平成25年4月 厚生労働省健康局）」に基づき、事業者へ委託し実施している。特定健康診査の検査結果を国で定められた基準で階層化し該当した対象者へ、特定健康診査の受診の約3か月後から、保健指導レベルに応じて、3か月から6か月の支援を行う。

イ 分析評価

【表7】より、平成30年度から令和元年度にかけて、対象者数が減少している。被保険者数の減少によるものと考えられるが、実施率については、年々減少している。

特定健康診査は高い受診率を維持しているのに対し、特定保健指導の実施率は目標を達成しておらず低迷している。

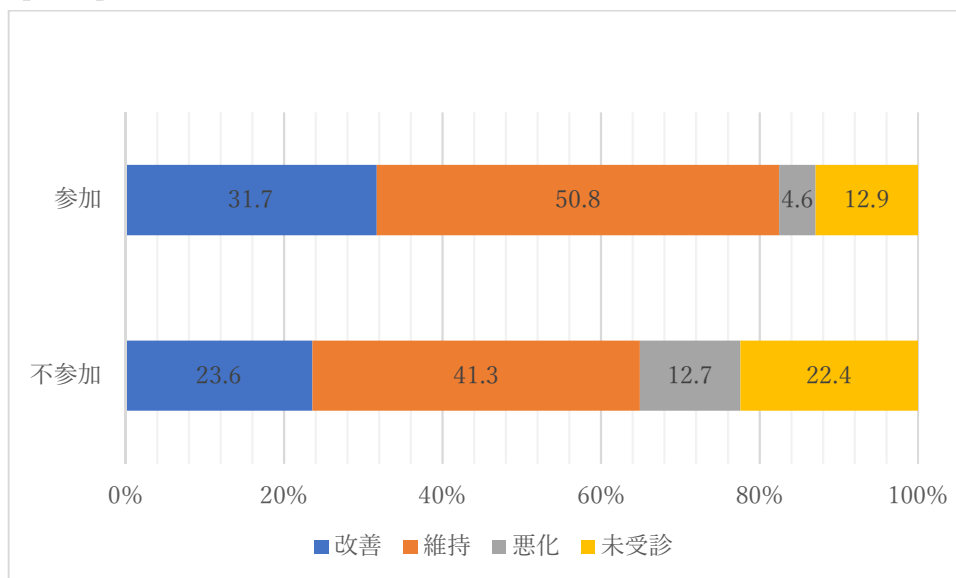
競争入札での委託事業者選定のため、毎年事業者が変わることもあり、当該年度の改善点を翌年度に生かすことが難しいといった課題がある。

【図6】より、事業実施者の生活習慣改善率は、31.7パーセントとなっており、目標値の70パーセントを達成していないが、改善と維持を併せると82.5パーセントとなっていることから、当該事業により生活習慣病の発症予防・重症化予防に効果はある。まず、参加してもらうことを目指して、より効果的な保健指導の在り方を、市と事業者とでよく検討協力し、改善していくことが必要である。

【表 7】 特定保健指導受診率

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
目標値	20%	22%	24%	26%	28%	30%
実績値	13.8%	9.8%	—	—	—	—
対象者数	2,193 人	2,130 人	—	—	—	—
終了者数	303 人	208 人	—	—	—	—

【図 6】 特定保健指導参加者の翌年度の結果



※平成 30 年度特定保健指導対象者のうち、翌年度も特定健康診査の対象となった者を対象とする。

※特定保健指導判定値を基準に、リスク数・服薬状況から効果を判定している。

ウ 目標値の修正

運動指導、血管年齢測定の実施及び再勧奨通知の内容を対象者によって変更するなどの工夫をしたが、特定保健指導の実施率は目標値を達成できていない。また、その数値も乖離しているため、令和 3 年度より【表 8】のとおり修正する。

なお、今後は実施率向上につながる保健指導の内容を引き続き検討するとともに、対象者が参加申込みをしやすい環境作りや、ソーシャルネットワークの活用等を検討していく。

【表 8】 特定保健指導目標値

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
特定保健指導実施率	修正前	20%	22%	24%	26%	28%	30%
	実績値	13.8%	9.8%	-	-	-	-
	修正後	-	-	-	20%	22%	24%

③ 被保険者の健康意識の向上について

ア 医療費通知の発送

(a) 実施状況

年に1度、国民健康保険に加入の府中市民に対し、医療費等の受診状況を記載した通知を送付している。

平成29年度まで3か月診療分を記載していたが、平成30年度より12か月診療分の記載に変更している。また、平成30年度まで、世帯主に対し世帯全員分の明細を通知していたが、令和元年度から受診者別へ通知単位を変更している。

医療費通知は、健康意識の向上を目的に送付しているが、確定申告の添付資料としても使用できるよう対応している。

(b) 分析評価

医療費通知によって、自らの受診内容を視覚的に把握することで、被保険者の健康意識の向上や、受診行動を考える契機になったものと思われる。

イ 各種送付物への同封による健康情報の提供

(a) 実施状況

特定健康診査の受診券送付時に、各種健(検)診の情報提供を同封し送付している。

(b) 分析評価

市で行っている各種健(検)診の情報を知り、被保険者の健康意識の向上を考える契機になったものと思われる。

2. その他の課題・対策(実施事業)について

(1) 生活習慣病発症・重症化リスク者への受診勧奨について

健診異常値放置者受診勧奨事業の取組について

ア 実施状況

特定健康診査結果の血圧・脂質・血糖の検査項目いずれかが受診勧奨域であり、健診受診後一定期間生活習慣病関係のレセプトがない者に受診勧奨を行っている。

受診勧奨通知には、特定健康診査結果と生活習慣病の発症リスクを記載し、異常値であることが一目で認識できるようにしている。

イ 分析評価

【表9】より、対象者の医療機関受診率は増加しており、平成30年度より短期的目標値の20パーセントを達成している。

なお、平成30年度より発送者数が減少しているが、これは特定健康診査において、医師が「医療の必要なし」と判定した者を事業対象者から除外したことによるものであり、特定健康診査結果には異常値があるものの、医師の総合的な判断により示された結果を優先するための変更である。

【表 9】 健診異常値放置者受診勧奨事業対象者の受診率

	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
発送者数	397 人	393 人	626 人	644 人
効果測定対象者 ※1	384 人	381 人	605 人	619 人
受診者 ※2	91 人	79 人	89 人	106 人
受診率	23.7%	20.7%	14.7%	17.1%

※1 発送者のうち効果測定まで継続して府中市の国民健康保険に加入している者。

※2 初めての受診が受診勧奨通知後である者。

(2) 軽度リスク者のメタボリックシンドロームへの移行予防について

当該課題の対策として、早期介入保健指導の実施を掲げているが、現状では特定保健指導の実施率向上を重点課題とし優先するため、実施していない。

(3) 糖尿病等の重症化予防について

糖尿病性腎症重症化予防事業の取組について

ア 実施状況

生活習慣起因の糖尿病患者で、糖尿病性腎症病期ステージⅣ期～Ⅱ期の者に対し、生活習慣改善及び服薬管理等の保健指導を実施している。なお、事業参加は主治医の参加許可及び情報提供が必要である。

保健指導は、専門職による 6 か月間のプログラムで、訪問による 2 回の面接及び定期的な電話支援、自立に向けた指導を行っている。

イ 分析評価

【表 10】より、実施率は、短期的目標値の 20%に達せられず低調である。不参加理由は、「自己管理している」「通院している」が多く、医療機関に通院している方が対象者であることや生活に着目した内容であることを伝えていく必要があり、事業内容の周知及び関係機関との連携強化が課題である。また、事業名称の印象が良くないことも考えられるため、わかりやすい名称の検討が必要である。

令和元年度事業対象者の中から新規透析導入患者は生じていない。しかしながら、府中市は近隣市と比較して糖尿病含有率が高いため、糖尿病患者に早期介入し、生活習慣を改善することで重症化を防ぐことが必要である。

【表 10】 糖尿病性腎症重症化予防事業実施率

	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
対象者数	355 人	386 人	398 人	300 人
申込者数	28 人	29 人	42 人	41 人
面談実施者数	25 人	26 人	34 人	34 人
実施率	7.0%	6.7%	8.5%	11.3%

【表 1 1】令和元年度事業対象者の透析への移行状況

	人数	透析移行人数
対象者数	355 人	0 人
指導完了者数	23 人	0 人
中途辞退者数	5 人	0 人
不参加者数	327 人	0 人
上記のうち効果測定対象者数	23 人	0 人

【データホライズン社集計】

【表 1 2】糖尿病有病率の経年推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
東京都	19.0%	19.0%	19.4%	19.3%	19.2%
北多摩南部	18.3%	18.5%	18.5%	18.6%	18.6%
府中市	19.0%	19.5%	19.9%	20.1%	20.0%

【sucoyaka より集計】

(4) 生活習慣病治療中断者対策について

生活習慣病治療中断者受診勧奨事業の取組について

ア 実施状況

自己判断にて生活習慣病(高血圧症・脂質異常症・糖尿病)の治療を中断している者に受診勧奨を行っている。

受診勧奨通知には、生活習慣病が重症化することで生じうる状態や早期予防・早期治療が重要であることを記載し、受診の再開を促す。

イ 分析評価

【表 1 3】より、対象者の医療機関受診率について、短期的目標値の 20 パーセントに達していない。一方で、通知が届く前に自発的に受診した者を含めた場合は、令和元年度が 51.3 パーセント、平成 30 年度が 68.5 パーセントであり、対象者の抽出方法に見直しが必要と思われる。

生活習慣病治療中断者の 20 パーセント減少という短期的目標値についても、達しておらず、継続した治療の必要性を周知していく必要がある。

また、【表 1 4】より府中市の生活習慣病有病率は他市と比較して高い傾向にある。このことから、治療の中断により病気の進行や重篤な疾病を引き起こさないよう、医療機関への受診を促す介入が引き続き必要である。

受診行動をとっていない対象者をはじめ、より多くの生活習慣病治療中断者が医療機関を受診し、生活習慣病の悪化が防止できれば、健康寿命の延伸にも寄与すると考えられる。

【表 1 3】生活習慣病治療中断者受診勧奨事業の受診率

	令和元年度	平成 30 年度
発送者数	202 人	138 人
効果測定対象者 ※1	189 人	124 人
受診者 ※2	34 人	22 人
受診率	18.0%	17.7%

※1 発送者のうち効果測定まで継続して府中市の国民健康保険に加入している者。

※2 通知後 5 か月間に対象疾病に関する受診がある者。

【表 1 4】生活習慣病有病率

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
東京都	50.5	50.4	51.1	50.8	50.7
北多摩南部	54.4	55.5	55.8	56.3	56.9
府中市	54.6	55.6	56.4	56.6	57.5

【sucoyaka より集計】

(5) 受診行動の適正化について

受診行動適正化指導の実施の取組について

ア 実施状況

重複受診・頻回受診・重複服薬に該当する者を対象として、適切な受診行動を促す保健指導を行っている。保健指導は、専門職が訪問による面接、面接 1 か月後の電話支援を 1 回ずつ実施する。なお、重複受診・頻回受診・重複服薬の定義は次のとおりとする。

(a) 重複受診

1 か月間に同系疾病を理由に、3 医療機関以上受診している者

(b) 頻回受診

1 か月間に同一医療機関を 8 回以上受診している者

(c) 重複服薬

1 か月間に同系医薬品が複数の医療機関で処方され、同系医薬品の日数合計が 60 日を超える者

イ 分析評価

指導実施修了者の受診行動適正化割合は、【表 1 6】選定基準に該当しなくなった者より、44.4 パーセントの対象者に行動変容がみられているが、短期的目標値の 50 パーセントに達していない。

指導実施修了者の医療費の減少率は、短期的目標値の 50 パーセントに達していないが、医療費の年間削減効果額は【表 1 8】より 3,082,068 円となっており、事業の実施方法については、検討が必要だが、継続することで医療費適正化の効果は見込める。

また、案内を「健康相談事業」としており、対象者に自身が重複受診・頻回受診・重複服薬に該当していることが伝わらないため、事業目的を認識されにくいことも課題である。なお、令和元年度に重複服薬者に対して受診行動に触れた案内文を同封したことで、抵抗感があったためか指導申込者は減少しているが、意識付けとしては効果があったと思われる。

【表 1 5】 受診行動適正化指導事業実績値

	令和元年度	平成 30 年度
対象者数	59 人	73 人
申込者数	9 人	18 人
面談実施者数	9 人	18 人
実施率	15.3%	24.7%
修了者数 ※	7 人	17 人
修了率	11.9%	23.3%

※面接実施 1 か月後に電話支援が完了した者。

【表 1 6】 令和元年度指導実施者効果状況[受診行動適正化割合]

	効果測定対象者※ 1	選定基準に該当しなくなった者	
		人数	割合
重複受診者	1 人	1 人	100.0%
頻回受診者	7 人	3 人	42.9%
重複服薬者	3 人	2 人	66.7%
合計人数※ 2	9 人	4 人	44.4%

【データホライゾン社集計】

※ 1 効果測定対象者…訪問指導を実施し、効果測定期間を通して資格がある者。

※ 2 合計人数…重複を除いた実人数。

※令和 1 年 10 月～令和 1 年 12 月診療分(3 カ月分)のレセプトにて効果分析。

【表 1 7】令和元年度指導実施者効果状況（医療費）

	効果測定対象者※ 1	医療費総計		削減率
		対象者特定時※ 3	効果測定時※ 4	
重複受診者	1 人	44,640 円	11,910 円	73.3%
頻回受診者	7 人	874,780 円	897,760 円	△2.6%
重複服薬者	3 人	186,730 円	116,810 円	37.4%
合計人数※ 2	9 人	1,106,150 円	1,026,480 円	7.2%

【データホライズン社集計】

※ 1 効果測定対象者…訪問指導を実施し、効果測定期間を通して資格がある者。

※ 2 合計人数…重複を除いた実人数。

※ 3 対象者特定時…平成 31 年 1 月～平成 31 年 3 月診療分(3 カ月分)。

※ 4 効果測定時…令和 1 年 10 月～令和 1 年 12 月診療分(3 カ月分)。

【表 1 8】令和元年度事業対象者効果状況（医療費）

	効果測定対象者※ 1	行動変容のあった者		年間削減効果額 (①×②×12か月)
		人数 ①	一人ひと月当たりの 医療費削減額 ②	
重複受診者	3 人	3 人	3,498 円	—
頻回受診者	42 人	28 人	8,090 円	
重複服薬者	20 人	17 人	1,165 円	
合計人数※ 2	58 人	43 人	5,973 円	

【データホライズン社集計】

※ 1 効果測定対象者…通知書を送付した者のうち、効果期間を通して資格がある者。

※ 2 合計人数…重複を除いた実人数。

(6) 後発医薬品の普及について

ジェネリック医薬品差額通知事業の取組について

ア 実施状況

ジェネリック医薬品の切り替えによる薬剤費軽減額が一定額以上の対象者に対し、ジェネリック医薬品へ切り替えることで、どの程度薬剤費が軽減できるか、ジェネリック医薬品とは何か等の情報を載せた差額通知を送付している。平成 30 年度から通知発送回数を年 4 回から 6 回へ変更しており、各奇数月に発送している。

イ 分析評価

【表 1 9】より、年々薬剤費軽減額が一定額以上になる対象者数が減少しており、発案件数も減少しているが、これは、ジェネリック医薬品普及率が向上していることが要因と思われる。

短期的目標である通知率は、100パーセントで実施できている。なお、効果額は【表20】より、発送件数に伴い減少傾向にある。

【表21】より、短期的目標である後発医薬品普及率5パーセント向上については、普及率自体の向上に伴い、伸び率が頭打ちとなりつつあることから、向上させることは難しいと思われる。

また、中長期的目標である後発医薬品普及率80パーセントについては、数年のうちに達成できる見込みだが、普及率は年々上昇しているものの、切り替えていない対象者の中には、医師の指示や体質的に合わないなどの理由がある方もいることから、今後の普及率向上には限界があるものと思われる。

行政や薬剤師等による後発医薬品の周知が進む中、普及のための取組内容について、費用対効果の検証が必要と思われる。

【表19】ジェネリック医薬品差額通知発送件数 (単位：件)

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
1回目	1,375	1,948	2,862	3,183
2回目	1,079	1,075	2,848	1,695
3回目	1,253	1,572	2,629	3,095
4回目	1,275	1,494	2,581	2,095
5回目	858	1,295		
6回目	1,103	1,489		
計	6,943	8,873	10,920	10,068

【表20】ジェネリック医薬品差額通知効果額

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
効果額	5,634,216円	10,632,782円	19,871,971円	40,761,526円

【データホライゾン社集計】

【表21】ジェネリック医薬品普及率（数量）

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
平均普及率	75.98%	72.75%	68.22%	65.45%

【データホライゾン社集計】

第3章 総括

1. 今後の事業展開について

各事業とも、実施体制は整っており、事業実施について問題はないため、今後とも各事業を継続していく。ただし、当該計画は平成30年度から令和5年度までの6年間であるが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症が流行し、計画に基づく保健事業についても大きな影響が生じたところである。そうしたことから、令和2年度での中間評価における分析では、例年と異なるところもあることから、内容について大きく修正はしないが、次期計画の策定に向けて当該評価分析を生かしていく。

2. 今後の課題

事業実施後の分析が十分でない部分が見受けられる。分析をしっかりと行うことで、本市の現状を把握し、状況に応じて目標設定を見直すとともに、当該計画の目的達成につながる事業展開を目指し、取り組んでいくことが重要である。